



市民と行政がひとつになって

みんなで作ろう 自治基本条例!

袖ヶ浦市自治基本条例づくり開始

袖ヶ浦市の憲法?

自治基本条例は、一般に「自治体の憲法」に例えられます。
条例は、自治体の法律です。国の法律が国会を経て制定されるように、条例は市議会を経て制定されます。袖ヶ浦市には現在たくさんの条例がありますが、自治基本条例はそれらの条例の中で最高位にあたるものです。
市民みんなが幸せに暮らしていくための「まちづくり」の基本的ルールを定めた条例になります。

今、なぜ作る必要があるの?

大きく二つの背景があります。

● 地方分権の流れ

国の指示に従って様々な政策を進めるのではなく、自分たちの住むまちの事は自分たちで考え、決め、責任を持って進めることで、地方の活性化を実現していくという流れです。それぞれの地域の特色を持ったまちづくりが求められます。そのためには、まちづくりの方向性を明確にし、地域に合ったルールを決めておく必要があります。

● 市民意識の変化

地域コミュニティやボランティア、NPOなどの市民活動が活発になるにつれて、行政が公共サービスの全てを担うといった意識は変わりつつあり、まちづくりに対する市民参加の意識は高まっています。

市民が主人公になったまち作りを実現するためには、参加の機会や市政情報を誰もが知ることができる制度をつくることや、市民と行政が力を合わせてまちづくりをしていく仕組みが必要です。

誰が、どんな方法でつくるの?

主役である市民のみなさんの意見をたくさん集め、その結晶となるものをつくります。
そのため、*[袖ヶ浦市自治基本条例策定市民会議](#)では、ホームページで会議の進捗をお知らせしたり、シンポジウムや地域に出向き直接みなさんの意見を聞く「市民対話集会」を開催していきます。
また随時情報を提供したり、意見を述べていただくためにサポーターを募集しております。
みなさんの参加をお願いします。「市民対話集会」「サポーター」の詳細は裏面に。

* [袖ヶ浦市自治基本条例策定市民会議](#) = 学識経験者やまちづくり活動を行っている各団体の代表、公募市民13名の合計20名で、条例原案を市民と行政がひとつになって作成していくメンバーです。

HP <http://jichikihonsodegaura.web.fc2.com/>

袖ヶ浦市自治基本条例策定市民会議

市民会議座長 鎌田 元弘
連絡(事務局) 袖ヶ浦市役所 企画課